

意見案第13号

アルコール・インターロックの早急な普及と義務化に向けた検討を求める意見書

(原案可決)

平成26年7月13日、小樽市において、飲酒運転の自動車によって3人が死亡、1人が重傷という悲惨な事故があった。二度とこのような事故が起きぬよう、行政としてもできる限りの対策を施すべきである。そして過去を調べれば、飲酒運転による事故は多く発生しており、その都度、ドライバーに向けた啓発活動や、飲酒運転に対しての厳罰化などを施行しているが、残念ながら飲酒運転は後を絶たないのが実情である。これは啓発活動や、厳罰化による効果が限界に達していることを示している。アルコール・インターロックとは、車にアルコール検知器を装備し、ドライバーが飲酒状態にあると判断されればエンジンがかからないようにする仕組みである。基本的な構想は2000年代から存在しており、我が国においても同時代に導入に向けて研究がされたようだが、その後目立った動きは確認できない。なお諸外国では、欧米を中心に普及が進んでおり、米国では条件付きながらも義務化している州もある。アルコール・インターロックは飲酒運転撲滅の切り札となりうる。ただし現時点においても、技術的な問題や、制度上の問題など、導入に関してクリアしなければならない課題があるため、まずは普及促進に向けて前向きな検討をするところから始めるべきである。最終的には義務化されることが望まれる。

よって、本市議会は国に対し、下記事項について措置を講じるよう強く求めるものである。

記

- 1 アルコール・インターロックを早急に普及させることについて、前向きな検討を開始すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月13日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、国家公安委員会委員長 宛各通